

廃棄物処理施設の立地等に関する基準

制定 平成20年3月31日

施行 平成20年4月 1日

第1 趣旨

この基準は、行政手続法（平成5年法律第88号）第5条第1項及び柏市廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱（以下「指導要綱」という。）第4条第4項の規定により、廃棄物処理施設の立地等に関し、必要な事項を定める。

第2 定義

この基準における用語の意義は、指導要綱第2条に定めるところによるものとする。

第3 最終処分場

1 立地環境

(1) 事前協議書等の提出時において次の諸条件を満たすこと。

ア 最終処分場（次に掲げるもののうち廃棄物の排出事業者のその事業活動を営んでいる場所におけるものを除く。）からの距離はおおむね1キロメートル以上であること。ただし、既設の最終処分場の設置者が当該最終処分場の規模を拡大する場合及び市長が適当と認める場合を除く。

(ア) 既に設置されたもので埋立終了届が提出されていないもの

(イ) 指導要綱第4条第1項に基づく事前協議書が提出されているもの

(ウ) 市町村が計画中のもの

イ 住宅、店舗その他これらに準ずる建物に係る土地の敷地境界からの距離は、おおむね50メートル以上であること。ただし、学校、保育所、認定こども園、病院、診療所、図書館又は特別養護老人ホームに係る土地の敷地境界からの距離はおおむね100メートル以上であること。

ウ 宅地の開発予定地及びその周辺おおむね50メートル以内の土地を含まないこと。

エ 土地区画整理事業の予定区域（都市計画決定済若しくはその手続中又は事業認可の事前協議中のもの）及びその周辺おおむね50メートル以内の土地を原則として含まないこと。

オ 河川、海又は湖沼からの距離はおおむね50メートル以上であること。

カ 既設の最終処分場の拡大変更を行おうとする場合であって、かつ当該拡大変更の方法を嵩上げによろうとする場合は、当該変更を行った場合における施設の安定検討がなされ、安全性を確保できることが証明できること。

(2) 次に掲げる自然環境又は災害防止等のために保全を図る必要のある場所を含まないこと。

- ア 自然公園特別地域
- イ 自然環境保全地域特別地区
- ウ 鳥獣特別保護区
- エ 緑地保全地域
- オ 首都圏近郊緑地保全区域特別保全地区
- カ 風致地区
- キ 保安林及び保安林予定森林
- ク 急傾斜地崩壊危険区域
- ケ 砂防指定林
- コ 地すべり防止区域
- サ 海岸保全区域

(3) 次の場所を原則として含まないこと。

- ア 自然公園又は自然環境保全地域の普通地域（区）
- イ 郷土又は緑地環境保全地域
- ウ 鳥獣保護区
- エ 首都圏近郊緑地保全区域
- オ 特定植物群落
- カ 都市計画施設又はこれ以外の公共施設として、将来土地利用計画がある区域又は場所
- キ 都市計画法による住居又は商業の用に供する場所として、定められている地域
- ク 文化財保護を図る必要のある場所
- ケ 優良農地として保全を図る必要のある場所
- コ その他市長が廃棄物最終処分場として不適当と認める場所

(4) 最終処分場までの使用道路の条件

- ア 幅員は大型車両の通行に支障がなく、必要に応じて、車両の待避所が設けられること。
- イ その他必要に応じて、関係機関の指導を受け、使用道路（廃棄物を運搬する車両が走行する道路をいう。以下同じ。）の選定、拡幅又は補修及び安全施設等の整備を行うことができること。

2 次の事項について承諾が得られること。

(1) 最終処分場予定地の土地使用者等

- ア 最終処分場予定の土地を使用する権原が得られ、かつ、埋立処分する産業廃棄物の種類、埋立方法、跡地利用等の条件その他必要な事項について土地所有者の承諾が得られること。
- イ 最終処分場予定の土地までの搬入道路（使用道路のうち、国道、県道、市町村道及び法定外公共用道路を除いたものをいう。以下同じ。）の管理者から、廃棄物の搬入に伴う車両の通行について、承諾が得られること。

(2) 隣接地の土地所有者等の承諾

最終処分場予定地の隣接地（公図の筆と筆で隣接している場合であっても、最終

処分場の計画区域からおおむね10メートル以上離れている場合を除く。)の土地所有者(農地の場合は耕作者を含む。)から、埋立処分する廃棄物の種類、埋立方法等について承諾が得られること。

(3) 水路等の管理者等の承諾

放流水(雨水、湧水等を除く。)がある場合は、放流地点からおおむね500メートル以内の河川、水路等の管理者(国及び地方公共団体の長が管理者の場合を除く。)、水利権者及び耕作者の団体の長の承諾が得られること。

ただし、放流水が雨水、湧水等の場合であっても、地域の特性により、承諾が必要なことがある。

3 次の事項について指示された場合には、これらを満足させることができること。

(1) 閉鎖に係る誓約及び連帯保証

最終処分場の閉鎖に係る必要な措置に関して、これを確実に履行することを誓約できること。なお、借地に設置する場合には、当該土地所有者等が連帯してこれを保証できること。

(2) 跡地利用

埋立終了後、生活環境保全上支障を生ずるおそれのある土地利用を行わないことについて、土地所有者の承諾が得られること。

(3) 閉鎖後の保証

事業者等及び当該土地所有者等が最終処分場の閉鎖後において、最終処分場に係る苦情等の管理(補償及び賠償を含む。)を責任を持って行うことを誓約でき、これを連帯して保証できること。

(4) その他、最終処分場の立地等について必要なこと。

第4 中間処理施設及び再生利用施設

1 立地環境

(1) 事前協議書等の提出時において次の諸条件を満たすこと。

ア 学校、保育所、認定こども園、病院、診療所、図書館又は特別養護老人ホームに係る土地の敷地境界からの距離はおおむね100メートル以上であること。

イ 宅地の開発予定地を含まないこと。

ウ 土地区画整理事業の予定区域(都市計画決定済若しくはその手続中又は事業認可の事前協議中のもの)を原則として含まないこと。

(2) 次に掲げる自然環境及び災害防止等のために保全を図る必要のある場所を含まないこと。

ア 自然公園特別地域

イ 自然環境保全地域特別地区

ウ 鳥獣特別保護区

エ 緑地保全地域

オ 首都圏近郊緑地保全区域特別保全地区

カ 風致地区

- キ 保安林及び保安林予定森林
- ク 急傾斜地崩壊危険区域
- ケ 砂防指定林
- コ 地すべり防止区域
- サ 海岸保全区域

(3) 次の場所を原則として含まないこと。

- ア 自然公園又は自然環境保全地域の普通地域（区）
- イ 郷土又は緑地環境保全地域
- ウ 鳥獣保護区
- エ 首都圏近郊緑地保全区域
- オ 特定植物群落
- カ 都市計画施設又はこれ以外の公共施設として、将来土地利用計画がある区域又は場所
- キ 当該施設が、建築物又は第一種特定工作物に該当する場合にあっては、市街化調整区域
- ク 文化財保護を図る必要のある場所
- ケ 優良農地として保全を図る必要のある場所
- コ その他市長が廃棄物の中間処理施設又は産業廃棄物の再生利用施設に係る土地として、不相当と認める場所

(4) 中間処理施設又は再生利用施設に係る土地までの使用道路の条件

- ア 幅員は搬入車両の通行に支障がなく、必要に応じて、車両の待避所が設けられること。
- イ その他必要に応じて、関係機関の指導を受け、使用道路の選定、拡幅又は補修及び安全施設等の整備を行うことができること。

2 予定地の土地使用权原等について次の承諾が得られること。

- (1) 中間処理施設又は再生利用施設に係る予定の土地を使用する権原が得られ、かつ、取り扱う廃棄物の種類、中間処理方法、再生利用方法その他必要な事項について土地所有者の承諾が得られること。
- (2) 中間処理施設又は再生利用施設に係る予定の土地までの搬入道路の管理者から、廃棄物の運搬に伴う車両の通行について、承諾が得られること。

3 その他、中間処理施設又は再生利用施設の立地等について必要なことについて指示された場合には、これらを満足させることができること。

第5 積替・保管施設

1 立地環境

(1) 事前協議書等の提出時において次の諸条件を満たすこと。

- ア 学校、保育所、認定こども園、病院、診療所、図書館又は特別養護老人ホームに係る土地の敷地境界からの距離はおおむね100メートル以上であること。
- イ 宅地の開発予定地を含まないこと。

ウ 土地区画整理事業の予定区域（都市計画決定済若しくはその手続中又は事業認可の事前協議中のもの）を原則として含まないこと。

(2) 次に掲げる自然環境及び災害防止等のために保全を図る必要のある場所を含まないこと。

- ア 自然公園特別地域
- イ 自然環境保全地域特別地区
- ウ 鳥獣特別保護区
- エ 緑地保全地域
- オ 首都圏近郊緑地保全区域特別保全地区
- カ 風致地区
- キ 保安林及び保安林予定森林
- ク 急傾斜地崩壊危険区域
- ケ 砂防指定林
- コ 地すべり防止区域
- サ 海岸保全区域

(3) 次の場所を原則として含まないこと。

- ア 自然公園又は自然環境保全地域の普通地域（区）
- イ 郷土又は緑地環境保全地域
- ウ 鳥獣保護区
- エ 首都圏近郊緑地保全区域
- オ 特定植物群落
- カ 都市計画施設又はこれ以外の公共施設として、将来の土地利用計画がある区域又は場所
- キ 当該施設が建築物に該当する場合にあっては、市街化調整区域
- ク 文化財保護を図る必要のある場所
- ケ 優良農地として保全を図る必要のある場所
- コ その他市長が産業廃棄物の積替・保管施設に係る土地として、不相当と認める場所

(4) 積替・保管施設に係る土地までの使用道路の条件

- ア 幅員は搬入車両の通行に支障がなく、必要に応じて、車両の待避所が設けられること。
- イ その他必要に応じて、関係機関の指導を受け、使用道路の選定、拡幅又は補修及び安全施設等の整備を行うことができること。

2 予定地の土地権利原等について次の承諾が得られること。

(1) 積替・保管施設に係る予定の土地を使用する権利原が得られ、かつ、取り扱う産業廃棄物の種類、積替・保管方法その他必要な事項について土地所有者の承諾が得られること。

(2) 積替・保管施設に係る予定の土地までの搬入道路の管理者から、産業廃棄物の運搬に伴う車両の通行について、承諾が得られること。

- 3 その他、積替・保管施設の立地等について必要なことについて指示された場合には、これらを満足させることができること。

附 則

- 1 この基準は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 最終処分場に係る事前協議書等の提出時において、「千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱」の指導要綱に基づき廃棄物処理施設設置届出がなされたもので埋立処分が終了していない埋立処分場（廃棄物の排出事業者のその事業活動を営んでいる場所におけるものを除く。）からの距離はおおむね1キロメートル以上であること。ただし、既設の最終処分場の設置者が当該最終処分場の規模を拡大する場合及び市長が適当と認める場合を除く。

附 則

この基準は、平成31年3月29日から施行する。

廃棄物処理施設の構造に関する基準

制定 平成20年3月31日

施行 平成20年4月 1日

第1 趣旨

この基準は、行政手続法（平成5年法律第88号）第5条第1項及び柏市廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱（以下「指導要綱」という。）第4条第4項の規定により、廃棄物処理施設の構造に関し、必要な事項を定める。

第2 定義

この基準における用語の意義は、指導要綱第2条に定めるところによるほか、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年総理府・厚生省令第1号。以下「最終処分場技術基準省令」という。）の例によるものとする。

第3 準用規格等

廃棄物処理施設の設計及び施工に当たっては、次の規格等によるものとし、重複する場合は、この基準が優先する。

- (1) 日本産業規格
- (2) 土質工学会「土質試験法」及び「土質調査法」
- (3) 全国都市清掃会議「廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領」
- (4) 日本河川協会「河川砂防技術基準」
- (5) 日本道路協会「道路土工指針」
- (6) その他関連規格等

第4 最終処分場

1 最終処分場の種類

最終処分場は、埋立処分する廃棄物の種類により、次の3種類に分類するものとする。

- (1) 遮断型最終処分場 政令第7条第14号イに規定する産業廃棄物の最終処分場
- (2) 安定型最終処分場 政令第7条第14号ロに規定する産業廃棄物の最終処分場
- (3) 管理型最終処分場 (1)及び(2)以外の産業廃棄物又は一般廃棄物の最終処分場

2 共通事項

最終処分場に係る共通の構造基準は、次のとおりとする。

(1) 囲い等

ア 埋立処分の場所（以下「埋立地」という。）の周囲には、みだりに人が埋立地に立ち入るのを防止することができる囲いが設けられていること。

イ 囲いは，原則として最終処分場の全周囲に設けられていること。

ウ 囲いの構造等は，原則として，表－1の基準と同等又はそれ以上の耐久性を有するものとし，風圧等により容易に転倒し，又は破壊されないものとする。ただし，周囲の状況等によっては，表－2の基準と同等又はそれ以上の耐久性を有するものとするができる。

エ 出入口は，原則として1か所とし，門扉はウの構造を有し，施錠することができるものとする。

表－1

高さ	規格・材質
地盤面より1.8m以上	波形亜鉛引鉄板又はネットフェンス

(注) 波形亜鉛引鉄板については，おおむね10mごとに，1か所(幅1.0m程度)のネットフェンス等による風抜きを設置すること。ただし，ネットフェンスは構造的に強固かつ耐久性のあるものとする。

表－2

高さ	規格・材質
地盤面より1.8m以上	有刺鉄線(1種) #14 径2.0mm以上 杭間隔は，2.0m以内 張り間隔は，0.3m以下の6本張り以上

(2) 表示等

ア 入口の見やすい箇所に，様式第1又は様式第2により，一般廃棄物又は産業廃棄物の最終処分場であることを表示する立札その他の設備が設けられていること。

イ 表示位置は，原則として門扉の付近とすること。

様式第1

一般廃棄物の最終処分場		25	↑ 125 ↓	
処理施設設置者名	柏市長許可第 号 ○○○株式会社	25		
一般廃棄物の種類		25		
埋立処分の期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日	25		
管理者名	連絡先	25		
← 50 →		← 50 →	← 25 →	← 75 →
← 200 →				

様式第 2

産業廃棄物の最終処分場 (〇〇型)			25	↑ 125 ↓		
産業廃棄物処理業者名	柏市長許可第	号 〇〇〇株式会社	25			
産業廃棄物の種類			25			
埋立処分の期間	令和 年 月 日	～令和 年 月 日	25			
管理者名		連絡先	25			
← 50 →			← 50 →	← 25 →	← 75 →	← 200 →

- (注) 1 寸法の単位は c m とする。
 2 材質は耐水性のもので、強度が十分にあること。
 3 塗装は、下地を白色、文字は黒色とする。
 4 排出事業者の設置するものにあつては、「産業廃棄物処理業者名」とあるのを「排出事業者名」とし、許可番号は不要である。
 5 有害な産業廃棄物の最終処分場にあつては、「産業廃棄物最終処分場」とあるのを「有害な産業廃棄物の最終処分場」とする。

(3) 地滑り防止工・地盤沈下防止工

- ア 地盤の滑りを防止し、又は最終処分場に設けられる設備の沈下を防止する必要がある場合においては、適当な地滑り防止工又は沈下防止工が設けられていること。
 イ 現地調査、地質・土質調査等により地滑り防止工法及び沈下防止工法を決定すること。
 ウ 地滑り防止工法及び沈下防止工法は、第 3 の準用規格等によること。

(4) 開渠その他の設備

- ア 埋立地の周囲には、地表水が埋立地の開口部から埋立地へ流入するのを防止することができる開渠その他の設備が設けられていること。
 イ 設置位置は、原則として保安距離内とすること。
 ウ 開渠その他の設備の断面等は、原則として次式により算定し決定すること。

(ア) 雨水流出量の算定

$$Q = \frac{1}{360} \cdot C \cdot I \cdot A$$

Q : 雨水流出量 (m³/s e c)

C : 地形、地表面の状態等による流出係数

I : 降雨強度 (m m / h)

A : 流域面積 (h a)

(イ) 断面等の決定

$$Q = A \cdot V$$

Q : 流量 (m³/s e c)

A : 流水部の断面積 (m²)

V : 平均流速 (m / s e c)

なお, $V = 1 / n \cdot R^{2/3} \cdot i^{1/2}$

i : 動水勾配

n : 粗度係数

R : 径深 (A / P)

P : 潤辺長 (m)

(ウ) 設計勾配

設計勾配は、水路の洗堀、土砂の堆積等の防止に十分配慮し決定すること。

(5) 構造物の設計

擁壁及び土えん堤等の設計は、環境調査その他の調査結果を基に次の検討を行うこと。

ア コンクリート擁壁の設計

(ア) 擁壁を含む地盤全体の安定検討

(イ) 擁壁が転倒し、又は滑動しないかの検討

(ウ) 底面の反力により基礎地盤が破壊しないかの検討

(エ) 地震時の防災対策及び異常気象時の防災対策を含めた耐震設計の検討

(オ) その他必要な検討

イ 土えん堤等の設計

(ア) 土えん堤を含む地盤全体の安定検討

(イ) 土えん堤が転倒し、又は滑動しないかの検討

(ウ) 底面の反力により基礎地盤が破壊しないかの検討

(エ) 地震時の防災対策及び異常気象時の防災対策を含めた耐震設計の検討

(オ) その他必要な検討

(6) 保安距離

ア 隣接地が農地、林地等又は公道（道路及び水路）の場合

埋立地は、最終処分場の境界線より内側に、水平距離で2.0メートル以上の保安距離を保つこと。

イ 隣接地がその他の場合

埋立地は、その他の物件が破壊し、又は崩壊等することのないよう十分な保安距離を保つこと。

ウ えん堤の場合は法尻より、擁壁等の場合は基礎部より、それぞれ最終処分場の境界線まで、ア及びイの保安距離を保つこと。

(7) 崩壊防止

ア 切土

(ア) 切土の設計は、土質状況、湧水、周辺環境、経時変化等を考慮した法面保護工を含め総合的に設計するとともに、状況変化に留意しながら施工すること。

(イ) 土質が異なる場合は、安全側の勾配を採用し、単一切土断面とすること。

(ウ) 切土法面は、含水状態の変化及び経時変化等の強度低下を考慮し検討すること。

(エ) 降雨の浸入及び浸食を防止するため、排水施設を適切に設けること。

イ 盛土（土えん堤）

- (ア) 盛土部は地山の伐開，除根等を必ず行い現地盤と盛土の密着を図ること。
- (イ) 地山が斜面の場合は段切を施し，盛土施工は使用する盛土材料，施工方法及び施工管理方法を検討し，十分敷きならし締固めを確認しながら施工すること。
- (ウ) 盛土材料，盛土高及び勾配は，所要の安定性を確保することができるよう施工方法及び施工管理方法等を考慮し設計するとともに，沈下及び変形に留意し施工すること。
- (エ) 土えん堤の場合は，堤頂幅は3.0メートル以上とすること。
- (オ) 盛土材料は，原則として同一土質とすること。
- (カ) 遮水工を施工する場合は，遮水工に変形を生じないように施工性も考慮し設計するとともに，状況変化に留意しながら施工すること。
- (キ) 土えん堤の埋立地外側の盛土法面は，降雨及び地震による法面表層部の浸食及び崩落の対策として，法面保護工，法覆工及び排水施設を適切に設けること。
- (ク) 盛土法面に植生を行う場合，中低木の場合は50センチメートル以上，高木の場合は100センチメートル以上の覆土を行い，覆土部に植栽すること。
- (ケ) 降雨の浸入及び浸食を防止するため，排水施設を適切に設けること。

ウ 小段

(ア) 切土の場合

- a 同一土質からなる場合は，土質，岩質及び法面の規模に応じて，原則として切土直高5.0メートルごとに，水平距離1.0メートル以上の小段を設けること。
- b 土質が異なる場合は，湧水等を考慮してその境界等に合わせて切土直高5.0メートルごとに，水平距離1.0メートル以上の小段を設けること。

(イ) 盛土の場合

原則として盛土直高5.0メートルごとに水平距離1.0メートル以上の小段を設けること。

エ 安定検討

基礎地盤，土質，地下水，湧水，周辺環境，施工方法等を考慮し，地盤の沈下等について総合的に安定検討すること。

オ 法面保護

- (ア) 埋立地以外の切土箇所又は盛土箇所は必要に応じ，表-3に掲げる工法により法面の崩壊防止工及び保護工を施すこと。
- (イ) 植生工を採用する場合は，生育に必要な衣土及び肥料を施すこと。
- (ウ) 必要に応じ小段排水溝及び縦排水溝を設けること。

表－3

分類	工法	目的・特徴
植生工	種子吹付工 植生マット工 張芝工 客土吹付工 厚層基材吹付工	浸食防止，全面植生（緑化）
	植生筋工 筋芝工	盛土法面の侵食防止，部分植生
	植生穴工 土のう工	不良土，硬質土法面の侵食防止
	樹木植栽工	環境保全，景観
構造物による法面保護	モルタル吹付工 コンクリート吹付工 石張工 ブロック張工 プレキャスト枠工	風化，没食の防止 中詰めが土砂やぐり石の空詰めの場合は侵食防止
	コンクリート張工 吹付枠工 現場打ちコンクリート 枠工 アンカー工	法面表層部の崩落防止，多少の土圧を受けるおそれのある箇所 の土留，岩盤剥落防止
	編棚工 じゃかご工	法面表層部の浸食又は湧水による流出の抑制
	落石防止編工	落石防止
	石積，ブロック積擁壁工 ふとんかご工 井桁組擁壁工 コンクリート擁壁工 くい工 補強土工	ある程度の土圧に対抗（抑止工）

(8) 地下水の水質監視用井戸

ア 地下水の状態を監視するため，水質監視用井戸を2か所以上設置すること。

(ア) 設置位置

地下水の下流側に1か所及びその他必要な場所に1か所以上設けること。

(イ) 設置深さ

第一帯水層までとすること。

(ウ) 設置規格

管径100ミリメートル以上とし，第一帯水層にストレーナーを設けること。

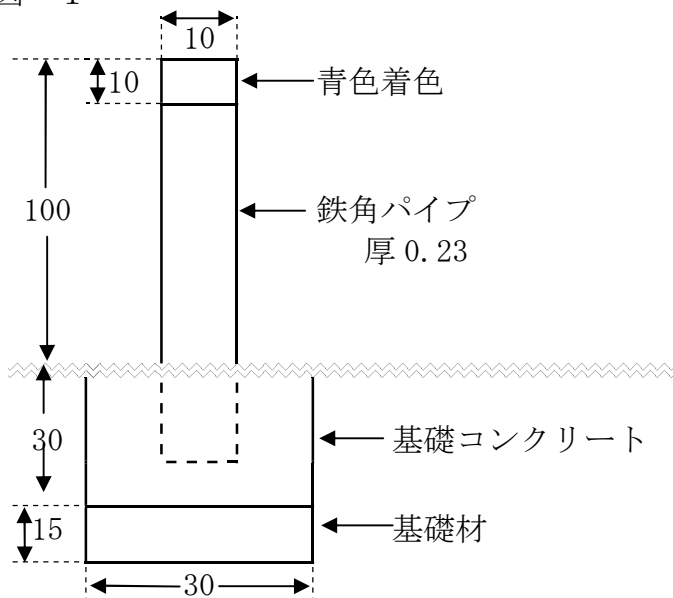
イ 監視用井戸の水質検査は，当該井戸の設置後，直ちに実施すること。

ウ 水質検査項目は，表－4に定めるとおりとする。

(9) 隣接地の雨水等の処理

- ア 最終処分場を設置することにより、隣接地に雨水等が滞水するおそれのある場合は、これを常時排水することができる設備を設けること。
- イ 排水設備は原則として、埋立廃棄物と接触しない場所に設けること。
- ウ 構造等
 - (ア) 断面等の決定は、第4-2-(4)-ウの規定によること。
 - (イ) 無孔管の管路式を原則とし、埋立廃棄物等の圧力、埋立重機、搬入車両等の荷重及び浸出液等の化学作用に十分耐える材質及び管圧を有する構造とすること。
 - (ウ) えん堤等構造物内を通る場合は、構造物に対し直角とし、影響距離を短くし、必要に応じ、止水壁を設けること。
 - (エ) 必要に応じ、地盤沈下対策及び管渠の補強対策を講じること。
- (10) 基準高の設定
 - ア 計画地周辺に、基準高（仮BM）を2か所以上設定し、埋立地の構造、廃棄物の埋立高さ、覆土の高さ等が常に判別することができるようにすること。
 - イ 基準高の設定は、沈下等変位のない構造又は位置であること。
 - ウ 埋立地内の法面等に、中間覆土及び最終覆土の施工（厚さ）を表示すること。
- (11) 最終処分場を表示する区域杭
 - ア 最終処分場の区域は、図-1の区域杭を設置し区域を明確にすること。
 - イ 区域杭は、原則として全ての変化点に設置すること。

図-1



- (注) 1 寸法の単位はcmとする。
 2 塗装は下地を白色、文字は黒色とする。
 3 鉄角パイプには、「一般廃棄物最終処分場区域杭」又は「産業廃棄物最終処分場区域杭」のいずれかを表示すること。

表-4

項目	
1	水素イオン濃度指数
2	生物化学的酸素要求量
3	化学的酸素要求量
4	塩化物イオン
5	電気伝導度
6	全シアン
7	鉛
8	六価クロム
9	砒素
10	ふっ素
11	総水銀
12	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
13	カドミウム
14	ほう素
15	PCB
16	トリクロロエチレン
17	テトラクロロエチレン
18	ジクロロメタン
19	四塩化炭素
20	1,2-ジクロロエタン
21	1,1-ジクロロエチレン
22	1,2-ジクロロエチレン
23	1,1,1-トリクロロエタン
24	1,1,2-トリクロロエタン
25	1,3-ジクロロプロペン
26	チウラム
27	シマジン
28	チオベンカルブ
29	ベンゼン
30	セレン
31	アルキル水銀
32	クロロエチレン
33	1,4-ジオキサン

(注) 各項目の分析方法は、第2項から第5項までの項目については最終処分場技術基準省令に、第6項から第33項までの項目は地下水の水質汚濁に係る環境基準について(平成9年環境庁告示第10号)によること。

(12) 埋立地の保持

市の使用前検査後は、許可なく埋立区域及び埋立容量等構造は変更することができないこと。

(13) 搬入道路及び進入路

- ア 既存の道路を使用する場合は、必要に応じ、道路の拡幅又は待避所等の設置（廃棄物の使用は不可）により大型車両の通行に支障のないものとする。
- イ 搬入道路（廃棄物を運搬する車両が走行する道路のうち、国道、県道、市町村道及び法定外公共用道路を除いたものをいう。以下同じ。）を新設する場合は、原則として幅員5.5メートル以上とし、アスファルトコンクリート舗装（廃棄物の使用は不可）以上の構造とすること。
- ウ 埋立地内の進入路は、原則として幅員3.0メートル以上とし、車両の通行に支障のないものとする。

(14) 覆土用土砂の保管設備

最終処分場の区域内に、覆土用土砂を20立方メートル以上で、かつ、必要な量を保管することができる場所を設けること。また、土砂の飛散及び流出を生じないよう対策を講じること。

(15) 管理通路工

- ア 埋立処分場の主えん堤及び小えん堤には、維持、修繕及び管理のための管理通路を設けること。
- イ 小えん堤は、原則として高さ20メートルごとに管理通路を設けること。
- ウ 管理通路の幅員は3.0メートル以上とし、えん堤天端幅以下の適切な値とすること。
- エ 管理通路の構造は、降雨が浸入しない構造とすること。
- オ 搬入道路は管理通路を兼ねることができる。

(16) 消火設備

可燃性廃棄物を処分する場合は、適切な消火設備を設けること。

(17) 洗車設備

タイヤに付着した泥等を洗い落とすことができる設備があること。

(18) 管理事務所

- ア 最終処分場の設置、維持及び管理を行うため、必要最低限度の管理事務所を設置するとともに、必要に応じ、電話等を設置すること。
- イ 埋立終了（閉鎖）後は速やかに撤去可能な仮設建築物であり、その床面積はおおむね30平方メートル以下であること。
- ウ 設置場所は、最終処分場の区域内であること。
- エ 図面等は、常に具備されるものであること。

3 遮断型最終処分場の個別基準

遮断型最終処分場に係る構造基準は、共通基準のほか、次のとおりとする。

(1) 外周仕切設備

ア 埋立地には産業廃棄物の投入のための開口部を除き、次の要件を備えた外周仕切設備が設けられていること。ただし、これと同等以上の効力を有する岩盤等がある部分については、この限りでない。

(ア) 自重、土圧、水圧、波力、地震力等に対して構造耐力上安全であること。

(イ) 埋め立てる産業廃棄物、地表水、地下水及び土壌の性状に応じた有効な腐食

防止のための措置が講じられていること。

イ 遮断効力

遮断効力を有するものとしては、水密コンクリート構造を原則とすること。

ウ 水密コンクリート

水密コンクリートは、土木学会「コンクリート標準示方書」等により、その材料、配合、打設、締固め及び養生等について特に注意してこれを施工すること。

エ 構造耐力

自重、土圧、水圧、波力、地震力等に対して安全であるかの構造計算を行うこと。

オ 腐食防止

コンクリート構造物の場合は、土木学会「コンクリート標準示方書」等により、鋼材の場合は、日本港湾協会「港湾の施設の技術上の基準・同解説」等により十分な腐食防止対策を施すこと。

(2) 内部仕切設備

ア 面積が50平方メートルを超え、又は埋立容量が250立方メートルを超える埋立地は、次の要件を備えた内部仕切設備により、1区画の面積がおおむね50平方メートルを超え、又は1区画の埋立容量が250立方メートルを超えないように区画すること。

(ア) 自重、土圧、水圧、波力、地震力等に対して構造耐力上安全であること。

(イ) 埋め立てる産業廃棄物、地表水、地下水及び土壌の性状に応じた有効な腐食防止のための措置が講じられていること。

イ 遮断効力

第4-3-(1)-イの規定によること。

ウ 水密コンクリート

第4-3-(1)-ウの規定によること。

エ 構造耐力

第4-3-(1)-エの規定によること。

オ 腐食防止

第4-3-(1)-オの規定によること。

4 管理型最終処分場の個別基準

管理型最終処分場に係る構造基準は、共通基準のほか、次のとおりとする。

(1) 擁壁等

ア 埋め立てる廃棄物の流出を防止するための擁壁、えん堤その他の設備であって、次の要件を備えたもの（「擁壁等」という。）が設けられていること。

(ア) 自重、土圧、水圧、波力、地震力等に対して構造耐力上安全であること。

(イ) 埋め立てる廃棄物、地表水、地下水及び土壌の性状に応じた有効な腐食防止のための措置が講じられていること。

イ コンクリート擁壁

(ア) 遮水壁を兼ねる場合

図-2のようにコンクリート擁壁が廃棄物の流出を防止するための遮水壁を兼ねる場合は、第4-3-(1)-イ及びウのコンクリートとし、水抜き孔は設けないこと。また、その背後に浸出水の集排水設備を設けなければならないこと。

(イ) 水壁を兼ねない場合

図-3のようにコンクリート擁壁が廃棄物の流出を防止するために設ける場合は、通常の土留壁同様に水抜き孔を設け、透水性の良い裏込材を用いて水圧が作用しないような構造とし、遮水工を施すこと。

ウ 土えん堤

第4-2-(5)から(7)までの規定により築造し、遮水工を施すこと。

エ 構造耐力

自重、土圧、水圧、波力、地震力等に対して安全であるかの構造計算を行うこと。

オ 腐食防止

第4-3-(1)-オの規定によるものとする。

図-2

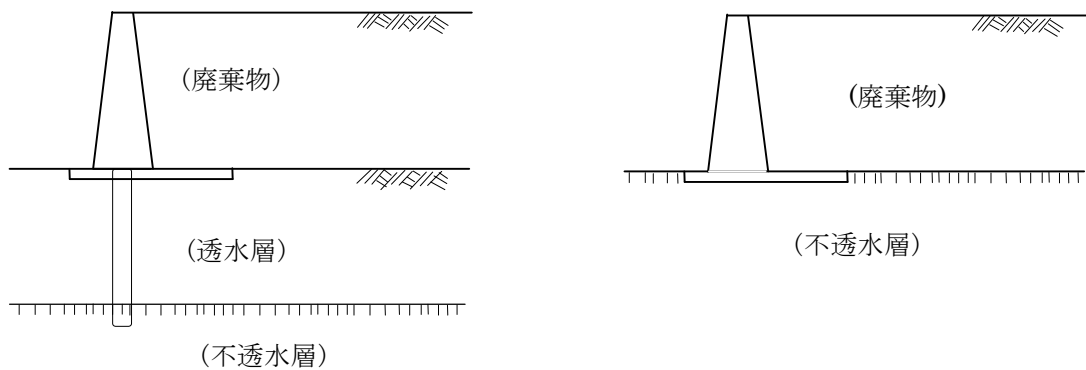
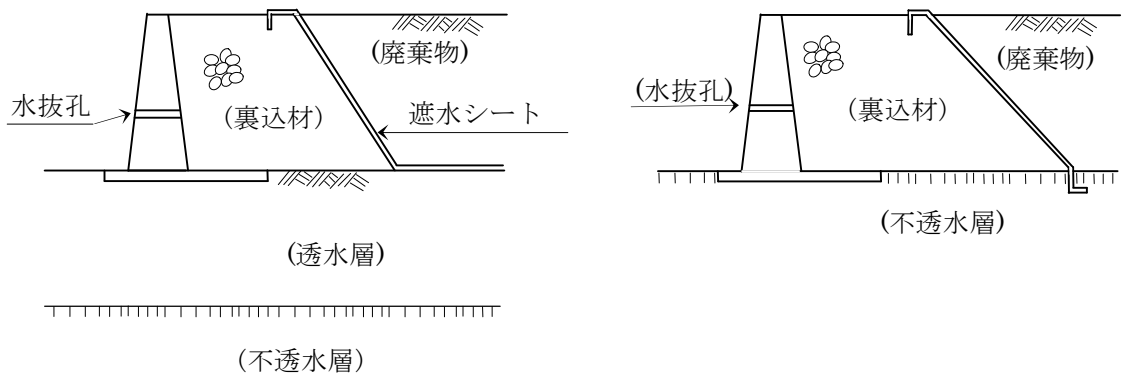


図-3



(2) 遮水工，集水設備，浸出液処理設備等

ア 埋立地（内部仕切設備により区画して埋立処分を行う埋立地については、埋立処分を行っている区画）からの浸出液による公共の水域及び地下水の汚染を防止するため、次の措置が講じられていること。ただし、公共の水域及び地下水の汚染を防止するために、必要な措置を講じた廃棄物のみを埋め立てる埋立地につい

ては、この限りでない。

(ア) 埋立地には廃棄物の投入のための開口部及び次に定める集水設備（水面埋立処分を行う埋立地については、排水設備）の部分を除き廃棄物の保有水及び雨水等（以下「保有水等」という。）の埋立地からの浸出を防止することができる遮水工を設けること。ただし、埋立地と公共の水域及び地下水との間に十分な厚さの不透水性の地層その他遮水工と同等以上の効力を有するものがある部分については、この限りでない。

(イ) 埋立地には、保有水等を有効に集めることができる堅固で耐久力を有する構造の管渠その他の集水設備（水面埋立処分を行う埋立地については、保有水等を有効に排出することができる堅固で耐久力を有する構造の余水吐その他の排水設備）を設けること。ただし、雨水が入らないよう必要な措置が講じられる埋立地（水面埋立処分を行う埋立地を除く。）については、この限りでない。

イ 集水設備により集められた保有水等（水面埋立処分を行う埋立地については、排水設備により排出される保有水等。以下同じ。）に係る放流水の水質を法に基づく設置許可申請書に記載した、自ら達成することとした数値に適合させることができる浸出液処理設備を設けること。ただし、集水設備により集められた保有水等を貯留するための十分な容量の耐水構造の貯留槽が設けられ、かつ、当該貯留槽の貯留された保有水等が当該最終処分場以外の場所に設けられた浸出液処理設備と同等以上の性能を有する水処理設備で処理される最終処分場ではこの限りでない。

ウ 遮水工

(ア) 表面遮水工法は、シート工法を原則とし、最終覆土完成高まで設置すること。

(イ) 地中遮水工法は、十分な遮水性能及び耐久性能を有する工法とすること。

(ウ) シート工法

a 使用材料は、遮水シート（合成ゴム系又は合成樹脂系）とし、予想される気候、使用年限、廃棄物の種類及び浸出液の性状により次の項目について検討し、採用すること。

(a) 引張強度が強く、フレキシブルであること。

(b) 菌類、浸出液等による劣化がないこと。

(c) 耐風化性があり、長寿命（耐用年数50年以上）であること。

(d) 黒色で、最低厚は1.5ミリメートル以上であること。

b 基盤の造成

埋立完了地の土圧を考慮し、必要に応じ基盤の強度改良を行うこと。

c 天端部での固定

天端部でのシートは、引張、伸び、引裂き強さ等を考慮して原則としてL字形に固定すること。

d 小段部での固定

法面が長大となる場合等は、小段部で接合し、シートにかかる張力の減少を図ること。下部シートは、引張、伸び等を考慮して、アンカー等で固定す

ること。上部シートは、アンカー等を覆う構造とし、下部シートと確実に接合すること。

e シート接合法

(a) 工場接合は、原則として、熱風溶着又は高周波ウェルダ方法によること。

(b) 現場接合は熱風溶着又は熱溶融型接着剤を原則とすること。

(c) 接合面の重ね合わせは十分に採り、引張等に対し十分な強度を備えていること。

(d) シート端部処理は、地中埋込法を原則とし、張力等に耐える構造であること。

(e) 端部が構造物の場合は、f に準じること。

f 各種構造物との接合

(a) コンクリート構造物との結合

- ・接着面の油、水及び汚れを取り除き、十分乾燥させること。
- ・所定量の接着剤を塗布し、乾燥後均一に圧着接合すること。
- ・圧着接合後、帯鉄で押え、ピンを打ち、さらに上からシートで覆うこと。
- ・シート端部とコンクリート面の間にシーリング材を施すこと。

(b) 浸出液排水管渠等との接合

- ・管渠は必ず無孔部と接合すること。
- ・接着面の油、水及び汚れを取り除き、十分乾燥させること。
- ・所定量の接着剤を塗布し、乾燥後均一に圧着接合すること。
- ・圧着接合後、帯鉄及びパイプバンドで押え、さらに上からシートで覆うこと。
- ・法面部シート等との接合は、現場接合法により二重以上の構造とすること。

g シート保護工

(a) 廃棄物がシートと直接接触しない構造とし、シートが埋立廃棄物、埋立重機及び搬入車両の荷重等により破損しないよう50センチメートル以上の保護盛土（土砂）を施すこと。

(b) シートの敷設下地は、角礫・突起物を除去して平均に仕上げ、シートと下地の間には敷布（厚さ1センチメートル以上）等を敷くこと。

(c) 地質の状況に応じて二重構造とすること。

(イ) 地中遮水工法

a 継目の止水法は、十分な遮水性能及び耐久性を有する工法とし、確実に浸出液の流出を防止すること。

b 不透水層への根入れ

根入長を十分取るとともに、打ち止めに留意し、不透水層との接合部からの浸出液の流出を防止すること。

(ロ) 不透水性の地層

不透水性の地層とは、土質学会「土質調査法」による透水試験値で毎秒 1×10^{-7} センチメートル以下の地層が3.0メートル以上存在する場合とする。

エ 埋立地内の集水設備

(ア) 集水設備は、処理流量及び集配水能力により決定するものとし、浸出液が局部的にも滞水することなく、速やかに集水することができる構造及び配置を有すること。また、使用期間及び維持管理方法を考慮した十分な耐久性を有し、維持修繕しやすい構造及び配置とすること。

(イ) 処理流量は、廃棄物の保有水の浸出量と埋立地内の降水量の合計とする。

a 降水量の算出は、次式により算定する。

$$Q = \frac{1}{1000} \cdot C \cdot I \cdot A$$

Q : 平均浸出水量 (m³/日)
C : 浸出係数
I : 日降水雨量 (mm/日)
A : 埋立地集水面積 (m²)

b 集・配水管の勾配は、上流ほど大きくすること。

(ウ) 構造

a 集水設備は、管路式を原則とし、第4-2-(9)-ウ-②、③及び④の規定によることとし、この場合において「無孔管」を「有孔管」とすること。

b えん堤等構造物内、その上流側1.0メートル以上及び下流側は無孔管とすること。

(エ) 集水設備には、維持管理作業及び修繕・改善工事のための管理施設を適宜配置すること。

(オ) 管理施設は、十分な強度及び耐食性を考慮した構造とするとともに、坑内作業の難易及び作業員の安全のための十分な内空寸法を確保すること。

(カ) 集水機能の維持管理のため、降雨量、保有水位及び排水量を測定し、記録保存すること。

オ ガス抜き設備

(ア) ガス抜き設備は、埋立廃棄物の性状等により必要に応じて設けること。

(イ) ガスは、周辺的生活環境に支障のないように大気に放出すること。

(ウ) 構造

a ガス抜き設備は、管路式を原則とし、第4-4-(2)-エ-(ウ)の規定によること。

b 縦管は、埋め立て重機等の作業によるずれ、破壊のない構造（法面埋込式等）であること。

c 原則として、埋立地内の集水設備に接続すること。

カ 浸出液処理設備

(ア) 浸出液処理設備は、表-5に定める排水基準に適合させることのできるものであること。

(イ) 集水設備から浸出液処理設備への流入管には、水量調整装置（開閉バルブ等）を設けること。

(ウ) 処理水を放流するための放流先（河川等）が確保されていること。

(エ) 放流先までは、管渠等の構造であること。

キ 湧水対策

(ア) 切土法面等に湧水がある場合は、遮水シート下面に集・排水設備を施すこと。

(イ) 湧水は、他の排水と分離し、一時貯留できる構造（調整ピット等）とするこ
と。

ク 自然発生ガス対策

遮水シート下面に発生ガスがある場合は、ガス抜き管を施工すること。

(3) 建設工事汚泥のみの最終処分場に係る遮水工等の構造等は、協議の上、決定する
ことができるものとする。

5 安定型最終処分場の個別基準

安定型最終処分場に係る構造基準は、共通基準のほか、次のとおりとする。

(1) 擁壁等

第4-4-(1)の規定によること。

(2) 開渠その他の設備

埋立地の周囲には、地表水が埋立地の開口部から埋立地へ流入することを防止す
ることができる開渠その他の設備を第4-2-(4)の規定により設けること。

表-5

項 目		排 水 基 準	
有害物質関係	1	カドミウム及びその化合物	0.01mg/L
	2	シアン化合物	不検出
	3	有機燐化合物	不検出
	4	鉛及びその化合物	0.1mg/L
	5	六価クロム化合物	0.05mg/L
	6	砒素及びその化合物	0.05mg/L
	7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005mg/L
	8	アルキル水銀化合物	不検出
	9	P C B	不検出
	10	トリクロロエチレン	0.1mg/L
	11	テトラクロロエチレン	0.1mg/L
	12	ジクロロメタン	0.2mg/L
	13	四塩化炭素	0.02mg/L
	14	1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L
	15	1,1-ジクロロエチレン	1mg/L
	16	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
	17	1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L
	18	1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
	19	1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
	20	チウラム	0.06mg/L
	21	シマジン	0.03mg/L
	22	チオベンカルブ	0.2mg/L
	23	ベンゼン	0.1mg/L
	24	セレン及びその化合物	0.1mg/L
	25	ほう素及びその化合物	10mg/L
	26	ふっ素及びその化合物	8mg/L
	27	アンモニア, アンモニウム化合物, 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100mg/L
	28	1,4-ジオキサン	0.5mg/L (10mg/L) ※1
有害物質	1	水素イオン濃度指数	5.8~8.6
	2	生物化学的酸素要求量 ※2	20mg/L (10mg/L) ※4
	3	化学的酸素要求量 ※3	20mg/L (10mg/L) ※4
	4	浮遊物質	40mg/L (20mg/L) ※4

以外	5	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	3mg/L（2mg/L） ※4
	6	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	5mg/L（3mg/L） ※4
	7	フェノール類含有量	0.5mg/L
	8	銅含有量	1mg/L
	9	亜鉛含有量	1mg/L
	10	溶解性鉄含有量	5mg/L（1mg/L） ※4
	11	溶解性マンガン含有量	5mg/L（1mg/L） ※4
	12	クロム含有量	0.5mg/L
	13	大腸菌群数	3,000個/cm ³
	14	窒素含有量 ※5	手賀沼及びこれに流入する公共用水域以外に排出する場合 120mg/L, 日間平均60mg/L 手賀沼及びこれに流入する公共用水域に排出する場合 排水量500m ³ /日未満は15mg/L, 排水量500m ³ /日以上は10mg/L
	15	燐含有量 ※5	手賀沼及びこれに流入する公共用水域以外に排出する場合 16mg/L, 日間平均8mg/L 手賀沼及びこれに流入する公共用水域に排出する場合 排水量500m ³ /日未満は1mg/L, 排水量500m ³ /日以上は0.5mg/L

(注) 分析方法については、排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年環境庁告示第64号)によること。

※1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成25年環境省令第3号）附則第2条の規定（経過措置）が適用されるまでの間、（ ）内の基準値を適用。

※2 生物化学的酸素要求量は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出する場合に限り適用。

※3 化学的酸素要求量は、海域及び湖沼に排出する場合に限り適用。

※4 （ ）内値は、排水量500m³/日以上。

※5 日間平均による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

第5 中間処理施設及び産業廃棄物の再生利用施設

1 共通基準

(1) 囲い等

ア 中間処理施設又は産業廃棄物の再生利用施設に係る土地（以下「中間処理場」又は「産業廃棄物の再生利用場」という。）の周囲には、みだりに人が中間処理場又は産業廃棄物の再生利用場に立ち入るのを防止することができる囲いが設けられていること。

イ 囲いは、原則として中間処理場又は産業廃棄物の再生利用場の全周囲に設けら

れていること。

ウ 囲いの構造等は，原則として表－1の構造基準と同等又はそれ以上の耐久性を有するものとし，風圧等により容易に転倒し，又は破壊されないものとする。ただし，周囲の状況等によっては，表－2の基準と同等又はそれ以上の耐久性を有するものとするができること。

エ 出入口は，原則として1か所とし，門扉はウの構造を有し，施錠することができるものとする。

(2) 表示等

ア 入口の見やすい箇所に，様式第3又は様式第4により，一般廃棄物又は産業廃棄物の中間処理場であることを表示する立札その他の設備が，様式第5により産業廃棄物の再生利用場であることを表示する立札その他の設備が設けられていること。また，排出事業者が設置する中間処理施設であって，現に事業活動を営んでいる場所以外の場所に設置するものについては，様式第5の2により，その旨を表示する立札その他の設備が設けられていること。

イ 表示位置は，原則として門扉の付近とすること。

(3) 排水処理設備

ア 中間処理施設又は産業廃棄物の再生利用施設に係る排水を公共用水域等に放流する場合は，その水質を表－5に定める排水基準に適合させることができる排水処理設備を設けること。また，排水の地下浸透処理は行ってはならないこと。

イ 中間処理施設又は産業廃棄物の再生利用施設に係る排水を放流するための放流先（河川等）が確保され，かつ，放流先までは管渠等の構造であること。

ウ 排水処理設備が，中間処理場又は産業廃棄物の再生利用場以外の場所に設けられる場合には，処理する排水を確実に当該排水処理施設に輸送することができる施設等を設けること。

様式第3

一般廃棄物の中間処理場				25	↑ 125 ↓	
処理施設設置者名	柏市長許可第 号 ○○○株式会社			25		
一般廃棄物の種類				25		
処理の方法				25		
管理者名	連絡先			25		
← 50 →				← 50 →	← 25 →	← 75 →
← 200 →						

様式第 4

産業廃棄物の中間処理場				25	↑ 125 ↓
産業廃棄物処理業者名	柏市長許可第 号 ○○○株式会社			25	
産業廃棄物の種類				25	
処理の方法				25	
管理者名		連絡先		25	
← 50 → ← 50 → ← 25 → ← 75 →					
← 200 →					

様式第 5

産業廃棄物の再生利用場				25	↑ 125 ↓
産業廃棄物再生利用業者	柏市長指定第 号 ○○○株式会社			25	
産業廃棄物の種類				25	
再生利用の方法				25	
管理者名		連絡先		25	
← 50 → ← 50 → ← 25 → ← 75 →					
← 200 →					

- (注) 1 寸法の単位は c m とする。
 2 材質は耐水性のもので、強度が十分にあること。
 3 塗装は、下地を白色、文字は黒色とする。
 4 排出事業者の設置するものにあつては、「産業廃棄物処理業者名」とあるのを「排出事業者名」とし、許可番号は不要である。

様式第 5 の 2

産業廃棄物中間処理場（自社）		↑ 60 ↓
施設の種類 ※1		
処理する産業廃棄物の種類 ※2		
処理能力		
許可年月日及び許可番号 ※3	○○年○○月○○日 ○○-○○	
連絡先		
← 60 →		

- (注) 1 寸法の単位は c m とする。
 2 政令第 7 条各号の表記を記載。
 3 法第 2 条第 4 項又は第 5 項の種類を記載。括弧書で具体名を記載。
 4 設置届出施設（いわゆる、みなし許可施設）の場合は確認通知書の年月日とし、番号の後に（届出施設）と記載。

(4) 雨水等の流入防止

中間処理場又は産業廃棄物の再生利用場内へ外部の雨水等が流入するのを防止することができる開渠その他の設備が設けられていること。また、隣接地に雨水等が滞水するおそれのある場合は、これを常時排水することができる設備を設けること。

(5) 排ガス対策

ア 煙突等から排出される排ガスにより生活環境保全上の支障が生じないようにすることができる構造とすること。

イ 中間処理施設又は産業廃棄物の再生利用施設が、大気汚染防止法又は柏市環境保全条例に定めるばい煙発生施設に該当する場合には、煙突等に測定口を設けるとともに、ばい煙を大気汚染防止法又は柏市環境保全条例に定める排出基準以下とし、必要に応じ適切なばい煙処理施設を設けること。

(6) 保管設備

中間処理場又は産業廃棄物の再生利用場内に、必要に応じ次の要件を備えた廃棄物の保管設備を設置すること。

ア 廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が漏れるおそれのない構造であり、また廃棄物の種類及び保管高に応じ十分耐えることができる構造であること。

イ 廃棄物を種類ごとに保管することができること。

ウ 必要に応じ室内で保管すること。

(7) 搬入道路等

ア 既存の道路を使用する場合は、必要に応じ、道路の拡幅又は待避所等の設置（廃棄物の使用は不可）により大型車両の通行に支障のないものとする。

イ 搬入道路を新設する場合は、原則として幅員5.5メートル以上とし、アスファルトコンクリート舗装（廃棄物の使用は不可）以上の構造とすること。

ウ 中間処理場又は産業廃棄物の再生利用場内における車両の通路は、車両の通行に支障のないものとする。

(8) 消火設備

可燃性の廃棄物を取り扱う場合は、適切な消火設備を設けること。

(9) 洗車設備

必要に応じタイヤ等に付着した泥等を洗い落とすことができる設備があること。

(10) 駐車設備

必要に応じ中間処理場又は産業廃棄物の再生利用場内に十分な広さを有する廃棄物運搬車両及び自家用車等の駐車場を設けること。

(11) 管理事務所

ア 中間処理施設又は産業廃棄物の再生利用施設の設置及び維持・管理を行うために、必要最低限度の管理事務所を設置するとともに、必要に応じ電話等を設置すること。

イ 設置場所は、中間処理場又は産業廃棄物の再生利用場内であること。

ウ 図面等は、常に具備されるものであること。

2 一般廃棄物の中間処理施設の個別基準

政令第5条第1項に規定するごみ処理施設に係る基準は、第5-1の共通基準のほか省令第4条第1項の規定によること。また、法第8条第1項に規定するし尿処理施設に係る基準は、第5-1の共通基準のほか、省令第4条第2項の規定によること。

3 産業廃棄物の中間処理施設及び産業廃棄物の再生利用施設の個別基準

産業廃棄物の中間処理施設及び産業廃棄物の再生利用施設に係る構造基準は、第5-1の共通基準及び省令第12条の2の規定による（ただし、政令第7条に規定されている規模未滿の施設も同規定を準用する。）のほか、次のとおりとする。

(1) 構造耐力

自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して、構造耐力上安全であること。

(2) 腐食防止

産業廃棄物、産業廃棄物の処理に伴い生じる排ガス及び排水、施設において使用する薬剤等による腐食を防止するために、必要な措置が講じられていること。

(3) 飛散、流出及び悪臭防止

ア 産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な構造のものであり、又は必要な設備が設けられていること。

イ 悪臭の発散防止については、排出口及び敷地境界線における臭気濃度を「悪臭防止対策の指針」（昭和56年6月20日付け通知大第90号）に定める基準以下とし、必要に応じ適切な脱臭装置を設けること。

ウ 産業廃棄物の破碎、粉碎等により粉じんの発生するおそれのある場合には、粉じん防止装置を設けること。

(4) 騒音及び振動防止

ア 著しい騒音及び振動を発生し、周囲の生活環境を損なわないものであること。

イ 騒音及び振動防止については、敷地境界線における騒音及び振動を騒音規制法及び振動規制法並びに柏市環境保全条例に定める規制基準以下とし、必要に応じ適切な防音装置及び振動防止装置を設けること。

(5) 受入設備及び貯留設備

ア 産業廃棄物の受入設備及び処理された産業廃棄物の貯留設備は、施設の処理能力に応じ、十分な容量を有するものであること。

イ 産業廃棄物及び産業廃棄物に接触した水が地下に浸透しない構造であること。

(6) 廃油の油水分離施設

廃油の油水分離施設を設置する場合は、(1)から(5)までのほか、脱臭設備として燃焼設備、スクラバー等を設置すること。また、油水分離施設において加熱工程を有する場合は、加熱工程で発生する揮発性成分について、大気放散しない構造とすること。

(7) 発酵施設

発酵施設（堆肥化施設及び飼料化施設を含み、木くずのみを処理する堆肥化施設

を除く。)を設置する場合は、(1)から(5)までのほか、次のとおりとする。

ア 受入廃棄物及び処理後物の保管施設は屋内に設置することとし、建屋は閉鎖することができる構造とすること。

イ 発酵施設は屋内に設置することとし、建屋は閉鎖することができる構造とすること。

ウ 脱臭設備として燃焼設備、スクラバー等を設置すること。

(8) 廃油の蒸留施設及び精製施設

廃油の蒸留施設又は精製施設を設置する場合は、(1)から(5)までのほか、脱臭設備として、燃焼設備、スクラバー等を設置すること。

(9) その他の設備

上記以外の処理施設を設置する場合は、(1)から(5)までのほか、取り扱う産業廃棄物及び施設の稼働による生活環境保全上の支障が生じない施設とすること。

第6 産業廃棄物の積替・保管施設の個別基準

産業廃棄物の積替・保管施設に係る構造基準は、次のとおりとする。

1 囲い等

(1) 産業廃棄物の積替・保管施設に係る土地（以下「積替・保管場」という。）の周囲には、みだりに人が積替・保管場に立ち入るのを防止することができる囲いが設けられていること。

(2) 囲いは、原則として積替・保管場の全周囲に設けられていること。

(3) 囲いの構造等は、原則として表-1の構造基準と同等又はそれ以上の耐久性を有するものとし、風圧等により容易に転倒し、又は破壊されないものとする。ただし、周囲の状況等によっては、表-2の基準と同等又はそれ以上の耐久性を有するものとするができること。

(4) 出入口は、原則として1か所とし、門扉は(3)の構造を有し、施錠することができるものとする。

2 表示等

入口の見やすい箇所に、様式第6により産業廃棄物の積替・保管場であることを表示する立札その他の設備が設けられていること。

様式第6

産業廃棄物の積替・保管場				25	↑ 125 ↓
産業廃棄物処理業者名	柏市長許可第 号 ○○○株式会社			25	
産業廃棄物の種類				25	
積替・保管の方法				25	
管理者名		連絡先		25	
← 50 → ← 50 → ← 25 → ← 75 →					
← 200 →					

(注) 1 寸法の単位はcmとする。

2 材質は耐水性のもので、強度が十分にあること。

3 塗装は、下地を白色、文字は黒色とする。

3 保管施設

- (1) 廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が漏れるおそれのない保管施設であること。
- (2) 廃棄物を種類ごとに保管することができるような仕切り壁（高さ2.0メートル以上）等を設けること。
- (3) 仕切り壁は、コンクリート構造を原則とし、構造耐力上安全であること。
- (4) 床面は、コンクリート舗装（厚さ10センチメートル以上）を原則とすること。
- (5) 廃棄物の保管高さは、2.0メートル以下とすること。
- (6) 廃棄物の保管高さを、保管施設の内壁に明示すること。
- (7) 液状廃棄物は、運び込まれた容器のまま保管することができる構造とすること。
- (8) 悪臭のある産業廃棄物は密閉構造の保管施設とすること。
- (9) 必要に応じ屋内で保管することができる構造とすること。

4 雨水等の流入防止

積替・保管場内へ外部の雨水等が流入するのを防止することができる管渠その他の設備が設けられていること。また、隣接地に雨水等が滞水するおそれのある場合は、これを常時排水することができる設備を設けること。

5 搬入道路等

- (1) 既存の道路を使用する場合は、必要に応じ、道路の拡幅又は待避所等の設置（廃棄物の使用は不可）により大型車両の通行に支障のないものとする。
- (2) 搬入道路を新設する場合は、原則として幅員5.5メートル以上とし、アスファルトコンクリート舗装（廃棄物の使用は不可）以上の構造とすること。
- (3) 積替・保管場内における車両の通路は、車両の通行に支障のないものとする。

6 消火設備

可燃性の廃棄物を取り扱う場合は、適切な消火設備を設けること。

7 洗車設備

必要に応じタイヤ等に付着した泥等を洗い落とすことができる設備があること。

8 駐車設備

必要に応じ積替・保管場内に十分な広さを有する廃棄物運搬車両及び自家用車等の駐車場を設けること。

9 管理事務所

- (1) 積替・保管施設の設置及び維持・管理を行うために、必要最低限度の管理事務所を設置するとともに、必要に応じ電話等を設置すること。
- (2) 設置場所は、積替・保管場内であること。
- (3) 図面等は、常に具備されるものであること。

附 則

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この基準は、平成27年1月10日から施行する。
- 2 この基準の施行の際、従前の諸規定に基づき指示を受けた現に設置されている廃棄物処理施設（産業廃棄物の最終処分場、産業廃棄物の中間処理施設、産業廃棄物の積替・保管施設及び産業廃棄物の再生利用施設を除く。）の構造に関する基準については、なお従前の規定による。

附 則

- 1 この基準は、令和元年9月2日から施行する。
- 2 この基準の施行の際、従前の諸規定に基づき指示を受けた現に設置されている廃棄物処理施設（産業廃棄物の最終処分場、産業廃棄物の中間処理施設、産業廃棄物の積替・保管施設及び産業廃棄物の再生利用施設を除く。）の構造に関する基準については、なお従前の規定による。

廃棄物処理施設の維持管理に関する基準

制定 平成20年3月31日

施行 平成20年4月 1日

第1 趣旨

この基準は、行政手続法（平成5年法律第88号）第5条第1項及び柏市廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱（以下「指導要綱」という。）第4条第4項の規定により、廃棄物処理施設の維持管理に関し、必要な事項を定める。

第2 定義

この基準における用語の意義は、指導要綱第2条に定めるもの及び次の各号に掲げるものの例によるものとする。

- (1) 遮断型最終処分場 政令第7条第14号イに規定する産業廃棄物の最終処分場
- (2) 安定型最終処分場 政令第7条第14号ロに規定する産業廃棄物の最終処分場
- (3) 管理型最終処分場 (1)及び(2)以外の産業廃棄物又は一般廃棄物の最終処分場
- (4) 最終処分場技術基準省令 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年総理府・厚生省令第1号）

第3 最終処分場の基準

1 共通基準

最終処分場に係る共通の維持管理に関する基準は、次のとおりとする。

(1) 囲い等

ア 埋立処分場所（以下「埋立地」という。）の周囲の囲いは、みだりに人が埋立地に立ち入るのを防止することができるようにしておくこと。

イ 囲い及び門扉が破損した場合は、直ちに補修すること。

ウ 門扉は、1日の作業終了後は、閉鎖し施錠すること。

(2) 表示等

ア 立札その他の設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書換えその他必要な措置を講じること。

イ 立札等が破損した場合は、直ちに補修すること。

(3) 飛散及び流出の防止

ア 埋立地の外に廃棄物が飛散し、及び流出しないように必要な措置を講じること。

イ 廃棄物が風雨等により飛散し、及び流出しないようにするため、必要に応じ即時覆土その他必要な措置を講じることができるよう準備しておくこと。

(4) 悪臭の防止

ア 最終処分場の外に悪臭が発散しないように必要な措置を講じること。

イ 悪臭が発散するおそれがある場合には、即時覆土、防臭剤の散布その他必要な措置を講じることができるよう準備しておくこと。

(5) 火災の発生の防止

- ア 火災の発生を防止するために必要な措置を講じるとともに、消火器その他の消火設備を備えておくこと。
- イ 埋立地内での火気の使用を禁止すること。
- ウ 消火器その他の消火設備は、常に十分な管理を行い、所定の能力を発揮することができるよう点検整備を行うこと。

(6) 害虫等の発生の防止

- ア ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないように薬剤の散布その他必要な措置を講じること。
- イ 害虫が発生するおそれがある場合には、即時覆土、薬剤の散布その他必要な措置を講じることができるよう準備しておくこと。

(7) 騒音、振動及び粉じんの防止

廃棄物の運搬車両及び埋立作業に用いる重機等の作業機械の使用等に起因する騒音、振動及び粉じんにより、周辺的生活環境保全上支障が生じないように必要な措置を講じること。

(8) 雨水の流入の防止

雨水が入らないよう必要な措置が講じられた埋立地（水面埋立処分を行う埋立地を除く。）については、埋立地に雨水が入らないように必要な措置を講じること。

(9) 事故の防止

- ア 法第8条第2項第8号又は法第15条第2項第8号の規定による災害防止のための計画を遵守すること。
- イ 常に事故の発生を防止するための巡回監視及び点検を実施し、特に地震、台風、大雨等の際には、最終処分場内を巡回監視し、廃棄物の飛散、流出等の事故のおそれがある場合には、変位測定等必要な措置を講じることにより事故等の発生を未然に防止すること。

(10) 開渠等

埋立地の周囲の地表水が、埋立地の開口部から埋立地へ流入するのを防止するために設けられた開渠その他の設備の機能を維持するため、開渠に堆積した土砂等の速やかな除去その他の必要な措置を講じること。

(11) 隣接地の雨水等の処理

隣接地の雨水等の排水設備は、雨水等が適切に排水されるよう点検を行うこと。

(12) 使用道路

- ア 使用道路（廃棄物を運搬する車両が走行する道路をいう。以下同じ。）が通学路として使用されている場合は、交通整理員を配置する等安全の確保を図ること。
- イ 使用道路が道路事情その他の理由により交通整理を必要とする場合は、交通整理員を配置する等必要な措置を講じ、安全の確保を図ること。
- ウ 使用道路は常に清掃し、清潔の保持に努めるとともに必要に応じて補修等を行うこと。

(13) 法面の保護

- ア 法面の植生保護のため、施肥等を行うこと。
 - イ 法面に小段排水溝又は縦排水溝が設置されている場合は、適切に排水されるよう点検を行うこと。
 - ウ 基準高、区域杭等の表示設備は、常に判別することができる状態に保つこと。
- (14) 滞留水の排除
- 埋立地（内部仕切設備により区画して埋立処分を行う埋立地については、埋立処分を行おうとする区画）に滞留している水は、当該埋立地又は区画における埋立処分開始前に排除すること。
- (15) 搬入時の廃棄物の確認
- 搬入される廃棄物について、埋立処分することができる種類及び性状以外の廃棄物の混入を避けるため、次により管理すること。
- ア 埋立処分することができる種類又は性状のもの以外の廃棄物が付着等した廃棄物が搬入されないよう排出事業者及び運搬業者との連絡をとるなどその管理体制を確立しておくこと。
 - イ 車両から廃棄物を荷降する前に、監視ゲート等により、搬入する廃棄物が埋立処分することができる種類及び性状のものであるかを確認すること。
 - ウ 産業廃棄物処分業者にあつては、マニフェストで産業廃棄物の種類及び数量等を確認すること。
 - エ 特別管理産業廃棄物処分業者にあつては、マニフェスト及び排出事業者からあらかじめ交付された文書で特別管理産業廃棄物の種類及び数量等を確認し、取り扱う際に注意すべき事項に留意すること。
 - オ 荷降された廃棄物中に埋立処分することができる種類及び性状のもの以外の廃棄物が認められた場合は、これを除去すること。
- (16) 作業時間
- 時間を定めて作業を行うこととし、原則として早朝又は深夜の埋立作業、車両の出入り等は行わないこと。
- (17) 能力に沿った計画的埋立
- ア 搬入された廃棄物の即時締固め、整地及び必要な覆土等の作業に支障を及ぼさないよう計画的に埋立てをするものとし、廃棄物の山積み保管をしないこと。
 - イ 埋立てに当たっては、廃棄物の厚さ、覆土の厚さ等を表示する丁張り等を利用し、計画的に行うこと。
 - ウ 埋立地を变形し、若しくは改造し、又は廃棄物の各層の埋立高を超えて埋立処分をしないこと。
- (18) 地下水の水質検査
- ア 定期的に最終処分場の周縁の地下水（水面埋立処分を行う最終処分場にあつては、その周辺の水域の水）の水質検査を行うこと。
 - イ 地下水の水質検査は、観測用井戸水を採取し、表－1に掲げる項目のうち1から5までは月1回以上、6から33までは年1回以上、同表の分析方法により分析を行うこと。

ウ 地下水の水質検査は、廃棄物の埋立開始前に表－１の項目について１回以上は実施しておくこと。

エ 水質検査結果に異常が生じた場合には、直ちに廃棄物の搬入を中止し、その原因を調査し、市長と協議の上必要な措置を講じること。

(19) 記録及び保存

ア 最終処分場の維持管理に当たって行った点検、検査その他の措置の記録を作成し、５年間保存すること。

イ 廃棄物の搬入に係る車両の確認及び廃棄物の種類の確認については、これを記録し、２年間保存すること。

ウ 最終処分場における埋立処分の進行状況を３か月に１回以上同一の位置から写真撮影し、最終処分場維持管理状況報告書に添付すること。

エ (8)、(9)イ、(10)、(13)及び(14)に係る必要な措置を講じた場合は、その状況を記録した資料を速やかに報告すること。

(20) 管理事務所

ア 管理事務所内の見やすい位置に許可証又はその写し、埋立計画図等を掲示しておくこと。

イ 許可申請書又は届出書の写し、帳簿及び伝票等を備えておくこと。

(21) 周辺地域への配慮

最終処分場と周辺住民との調和が図れるよう、最終処分場の周辺に緑地等を整備するなどの環境整備を図り、当該最終処分場に係る周辺地域の生活環境の保全及び増進に配慮すること。

(22) 許可条件の遵守

許可に当たり生活環境の保全上必要な条件が付されているときは、これを遵守すること。

2 遮断型最終処分場の個別基準

遮断型最終処分場に係る維持管理に関する基準は、次のとおりとする。

(1) 外周仕切設備及び内部仕切設備の管理

ア 構造基準により設けられた外周仕切設備及び内部仕切設備を定期的に点検し、これらの設備の損壊又は埋め立てられた産業廃棄物の保有水の浸出のおそれがあると認められる場合には、速やかに埋立処分を中止するとともに、これらの設備の損壊又は埋め立てられた産業廃棄物の保有水の浸出を防止するために必要な措置を講じること。

イ 定期的とは、月１回以上とすること。

ウ 地震、台風等の異常事態の直後には、必ず点検を行うこと。

(2) 産業廃棄物の性状の確認

ア 表－２の廃棄物の種類欄に掲げるもののうち、埋立処分することができる廃棄物を埋め立てる場合には、廃棄物の性状を確認すること。

イ 産業廃棄物の排出事業者に係るアの確認は、表－２に掲げる分析検査項目について、埋立処分前及び継続管理として１か月に１回以上分析検査を行うことによ

り行うこと。ただし、市長が認めた場合には、分析項目の一部を省略し、又は実施頻度を減らすことができること。

ウ 産業廃棄物の処理業者に係るアの確認は、表－２に掲げる分析項目について、受入れをする前及び継続管理として３か月に１回以上分析検査を行うことにより行うこと。ただし、当該分析検査は、排出事業者の分析検査結果を入手し、これを確認することに替えることができること。

エ イ及びウの分析検査による確認結果は、５年間保存すること。

3 管理型最終処分場の個別基準

管理型最終処分場に係る維持管理に関する基準は、次のとおりとする。

(1) 擁壁等の保全

ア 埋め立てる廃棄物の流出を防止するための擁壁、えん堤その他の設備を定期的な点検及び変位測定等を実施し、擁壁等が損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講じること。

イ 定期的とは、月１回以上とすること。

ウ 地震、台風等の異常事態の直後には、必ず点検を行うこと。

(2) 遮水工の管理

ア 廃棄物の保有水及び雨水等（以下「保有水等」という。）の埋立地からの浸出を防止することができる遮水工を定期的に点検し、その遮水効果が低下するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを回復するために必要な措置を講じること。

イ 定期的とは、月１回以上とすること。

ウ 地震、台風等の異常事態の直後には、必ず点検を行うこと。

(3) 浸出液処理設備

ア 浸出液処理設備の維持管理は、次により行うこと。

(ア) 放流水の水質が法に基づく設置許可申請書に記載した、自ら達成することとした数値に適合することとなるように維持管理すること。

(イ) 浸出液処理設備の機能の状態を定期的に点検し、異状を認めた場合には、速やかに必要な措置を講じること。

(ウ) 定期的に放流水の水質検査を行うこと。

(エ) 定期的とは、月１回以上とすること。ただし、廃棄物の性状が一定で市長が認めた場合には、分析項目の一部を省略し、又は実施頻度を減らすことができること。

イ 浸出液処理設備の機能の状態を把握するため、浸出液処理設備により処理する浸出液についても、原則として月１回以上定期的に水質検査を行うこと。

(4) 湧水の管理

湧水対策のための集排水設備が施されている場合は、湧水の状態を常に監視し、異常を認めた場合は水質分析等を行い、その原因を究明し、改善措置を講じること。

(5) 廃棄物の性状の確認

ア 表－２の廃棄物の種類欄に掲げる廃棄物を埋め立てる場合には、廃棄物の性状

を確認すること。

イ 廃棄物の排出事業者に係るアの確認は、表－２に掲げる分析項目について、埋立処分前及び継続管理として１か月に１回以上分析検査を行うことにより行うこと。ただし、市長が認めた場合には、分析項目の一部を省略し、又は実施頻度を減らすことができること。

ウ 廃棄物の処理業者に係るアの確認は、表－２に掲げる分析項目について、受入れをする前及び継続管理として３か月に１回以上分析検査を行うことにより行うこと。ただし、当該分析検査は、排出事業者の分析検査結果を入手し、これを確認することに替えることができること。

エ イ及びウの分析検査による確認結果は、５年間保存すること。

(6) 廃石綿等の埋立て

ア 廃石綿等の埋立処分を行う場合には、次によること。

(ア) 埋立処分は、最終処分場内にあらかじめ溝又は穴を掘り、その中に二重梱包袋又は容器に入れたまま埋め立てること。

(イ) プラスチック袋は、破損しないようにし、できるだけ重機等の使用を避けること。

(ウ) 袋又は容器が破損した場合は、速やかに飛散防止の措置を講じること。

(エ) １日の作業終了後、埋立面の上面に厚さ１５センチメートル以上の覆土をすること。

イ 廃石綿等の埋立量、埋立場所等について記録し、永年保存すること。

(7) 中間覆土

ア 埋め立てる廃棄物の一層の厚さは、２．０メートル（埋め立てる産業廃棄物のうちおおむね４０パーセント以上が腐敗物（有機性の汚泥、動植物性残渣、家畜ふん尿、家畜の死体及びこれらを処分するために処理したものをいう。以下同じ。）であるものにあつては、５０センチメートル）以下とし、かつ、一層ごとに、その表面を土砂で５０センチメートル以上覆うこと。

イ 中間覆土は計画的に行い、その施工時は、原則として廃棄物の搬入を中止すること。

ウ 中間覆土に必要な土量を常に確保しておくこと。

(8) 通気装置の管理

ア 腐敗物を含む廃棄物の埋立地については、通気装置を設けて埋立地から発生するガスを排除すること。

イ 通気装置の点検及び検査は、月１回以上行うこと。

(9) 協議

建設工事汚泥のみの埋立処分にあつては、廃棄物の性状等の維持管理について、市長と協議して行うことができること。

4 安定型最終処分場の個別基準

安定型最終処分場に係る維持管理に関する基準は、次のとおりとする。

(1) 擁壁等の保全

ア 埋め立てる産業廃棄物の流出を防止するための擁壁，えん堤その他の設備を定期的に点検し，擁壁等が損壊するおそれがあると認められる場合には，速やかにこれを防止するために必要な措置を講じること。

イ 定期的とは，月1回以上とすること。

ウ 地震，台風等の異常事態の直後には，必ず点検を行うこと。

(2) 埋立処分することができる産業廃棄物

埋立処分することができる産業廃棄物の種類は，法第2条第4項第1号に規定する廃プラスチック類，政令第2条第5号から第7号まで又は第9号に掲げる廃棄物（自動車等破砕物であるものを除く。）に限る。

(3) 最終処分場からの保有水等の漏洩の防止

ア 最終処分場から産業廃棄物と接触した水が最終処分場外へ漏洩しないよう必要な措置を講じること。

イ 万一，漏洩のおそれがある場合には，漏洩防止のための改善措置を早急に講じるとともに，漏洩水については，表-3に掲げる項目について水質検査を行うこと。

(4) 中間覆土

ア 埋め立てる産業廃棄物の一層の厚さは，2.0メートル以下とし，かつ，一層ごとに，その表面を土砂で50センチメートル以上覆うこと。

イ 中間覆土は計画的に行い，その施工時は，原則として廃棄物の搬入を中止すること。

ウ 中間覆土に必要な土量を常に確保しておくこと。

第4 最終処分場の閉鎖に係る基準

1 共通基準

最終処分場の閉鎖に係る共通の基準は，次のとおりとする。

(1) 閉鎖の措置

ア 最終処分場は，埋め立てられた廃棄物の飛散及び流出，埋立地からの浸出液による公共の水域及び地下水の汚染並びに埋立地からの火災の発生の防止のための必要な措置が講じられていることを確認した上で閉鎖すること。

イ この確認は，次の項目について行うこと。

(ア) 切土，盛土，えん堤等の崩壊防止工

(イ) 雨水排水機能及び保有水の状況

(ウ) 浸出液による公共の水域及び地下水の汚染防止措置

(エ) 火災の発生防止措置

(オ) 閉鎖後の管理体制並びに問題が生じた場合の責任体制及び経理的基礎

(2) 記録及び保存

最終処分場の閉鎖に当たって講じた措置記録を作成し，写真を添付して10年以上保存すること。

2 遮断型最終処分場の閉鎖に係る個別基準

遮断型最終処分場の閉鎖に係る基準は、次のとおりとする。

(1) 閉鎖

埋立処分が終了した埋立地（内部仕切設備により区画して埋立処分を行う埋立地については、埋立処分が終了した区画。以下同じ。）は、速やかに次の要件を備えた覆いにより閉鎖すること。

ア 所要の強度及び耐久性等の性能を有するコンクリートで造られ、かつ、その厚さが15センチメートル以上であること又はこれと同等以上の遮断の効力を有すること。

イ 自重、土圧、水圧、波力、地震力等に対して構造耐力上安全であること。

ウ 埋め立てる産業廃棄物、地表水、地下水及び土壌の性状に応じた有効な腐食防止のための措置が講じられていること。

(2) 閉鎖後の管理

ア (1)の規定により閉鎖した区画については、覆いを定期的に点検し、覆いの損壊又は埋め立てられた産業廃棄物の保有水の浸出のおそれがあると認められる場合には、速やかに覆いの損壊又は埋め立てられた産業廃棄物の保有水の浸出を防止するために必要な措置を講じること。

イ 定期的とは、月1回以上とすること。

ウ 地震、台風等の異常事態の直後には、臨時点検を行うこと。

3 管理型最終処分場の閉鎖に係る個別基準

管理型最終処分場の閉鎖に係る基準は、次のとおりとする。

(1) 開口部の閉鎖

廃棄物の埋立処分が終了した埋立地は、その表面を土砂でおおむね1メートル以上覆う等の措置を講じることにより開口部を閉鎖すること。ただし、雨水が入らないよう必要な措置が講じられた埋立地（水面埋立処分を行う埋立地を除く。）については、埋立地からの浸出を防止することができる遮水工と同等以上の効力を有するものにより閉鎖すること。

(2) 廃石綿等の埋立部分の閉鎖

廃石綿等の埋立完了後は、その上部全面に目印となるシートで覆うなどの措置を行った後、その表面を土砂で2メートル以上覆うこと。

(3) 閉鎖後の管理

閉鎖後、雨水排水機能及び保有水の有無等による施設の安全性が確保されていること。

4 安定型最終処分場の閉鎖に係る個別基準

安定型最終処分場の閉鎖に係る基準は、次のとおりとする。

(1) 開口部の閉鎖

廃棄物の埋立処分が終了した埋立地（内部仕切設備により区画して埋立処分を行う埋立地については、埋立処分の終了した区画）は、その表面を土砂でおおむね1メートル以上覆う等の措置を講じることにより開口部を閉鎖すること。

(2) 閉鎖後の管理

閉鎖後、雨水排水機能及び保有水の有無等による施設の安全性が確保されていること。

第5 中間処理施設及び産業廃棄物の再生利用施設

1 共通基準

中間処理施設及び産業廃棄物の再生利用施設に係る共通の維持管理に関する基準は、次のとおりとする。

(1) 囲い等

ア 囲いは、みだりに人が中間処理施設又は産業廃棄物の再生利用施設に係る土地（以下「中間処理場」又は「産業廃棄物の再生利用場」という。）内に立ち入るのを防止することができるようにしておくこと。

イ 囲い及び門扉が破損した場合は、直ちに補修すること。

ウ 門扉は、1日の作業終了後は閉鎖し、施錠すること。

(2) 表示等

ア 立札その他の設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書換えその他必要な措置を講じること。

イ 立札等が破損した場合は、直ちに補修すること。

(3) 飛散、流出及び悪臭の防止

廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講じること。

(4) 火災の発生の防止

ア 火災の発生を防止するために必要な措置を講じるとともに、消火器その他の消火設備を備えておくこと。

イ 消火器その他の消火設備は、常に十分な管理を行い、所定の能力を発揮することができるよう点検整備を行うこと。

(5) 害虫等の発生の防止

蚊、はえ等の発生の防止に努め、中間処理場内又は産業廃棄物の再生利用場内の清潔を保持すること。

(6) 処理能力に見合った処理

ア 受け入れる産業廃棄物の種類及び量が当該中間処理施設又は産業廃棄物の再生利用施設の処理能力に見合った適正なものとなるよう、受け入れる際に、必要な当該廃棄物の性状の分析及び計量を行うこと。

イ 中間処理施設又は産業廃棄物の再生利用施設への廃棄物の投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。

(7) 定期的な点検及び機能検査

中間処理施設又は産業廃棄物の再生利用施設の正常な機能を維持するため、定期的に当該施設の点検及び機能検査を行うこと。

(8) 騒音、振動及び粉じんの防止

ア 著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な

措置を講じること。

イ 粉じんの発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講じること。

(9) 雨水等の流入の防止

中間処理場内又は産業廃棄物の再生利用場内に外部から雨水が流入しないよう必要な措置を講じること。また、隣接地の雨水が適切に排水されるよう点検を行うこと。

(10) 異常事態の対応

廃棄物が中間処理場又は産業廃棄物の再生利用場から流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに中間処理施設又は産業廃棄物の再生利用施設の運転を停止し、流出した廃棄物の回収その他の生活環境の保全上必要な措置を講じること。

(11) 事故の防止

常に事故の発生を防止するための巡回監視及び点検を実施し、特に地震、台風、大雨等の際には中間処理場内又は産業廃棄物の再生利用場内を巡回監視し、廃棄物の飛散、流出等の事故のおそれがある場合には、必要な措置を講じることにより事故等の発生を未然に防止すること。

(12) 使用道路

ア 使用道路が通学路として使用されている場合は、交通整理員を配置する等安全の確保を図ること。

イ 使用道路が道路事情その他の理由により交通整理を必要とする場合は、交通整理員の配置等必要な措置を講じ、安全の確保を図ること。

ウ 使用道路は常に清掃し、清潔の保持に努めるとともに必要に応じて補修等を行うこと。

(13) 搬入時の廃棄物の確認

搬入される廃棄物について、処理することができる種類及び性状以外の廃棄物の混入を避けるため、次により管理すること。

ア 処理することができる種類又は性状のもの以外の廃棄物が付着等した廃棄物が搬入されないよう排出事業者及び運搬業者との連絡をとるなどその管理体制を確立しておくこと。

イ 車両から廃棄物を荷降する前に、監視ゲート等により、搬入された廃棄物が処理することができる種類及び性状であるかを確認すること。

ウ 産業廃棄物処分業者にあつては、マニフェストで廃棄物の種類及び数量等を確認すること。

エ 荷降された廃棄物中に処理することができる種類及び性状以外の廃棄物が認められた場合は、これを除去すること。

(14) 廃棄物の性状の確認

ア 廃棄物の排出事業者に係る確認は、中間処理後の廃棄物（他の中間処理施設において全量処理する場合を除く。）について、表－２に掲げる分析項目を1か月に1回以上行うことにより行うこと。ただし、市長が認めた場合には、分析項目

の一部を省略し、又は実施頻度を減らすことができること。

イ 廃棄物処理業者又は産業廃棄物再生利用業者は、処理又は再生利用をしようとする場合に、表－２に掲げる分析検査を受入れをする前及び継続管理として3か月に1回以上行い、中間処理後の廃棄物については、アの例によること。ただし、当該分析検査は、排出事業者の分析検査結果を入手し、これを確認することにより替えることができること。

ウ ア及びイの分析検査による確認結果は、5年間保存すること。

エ 建設工事汚泥のみの中間処理又は再生利用の場合にあつては、アからウまでの規定の適用は協議することができること。

(15) 放流水の検査

ア 中間処理場又は産業廃棄物の再生利用場から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするとともに、定期的な放流水の水質検査を行うこと。

イ 放流水の水質が表－３に掲げる水質に適合するよう維持管理するとともに、月1回以上水質検査を行うこと。

ウ 廃棄物の性状が一定で市長が認めた場合には、分析項目の一部を省略し、又は実施頻度を減らすことができること。

(16) 排ガスの検査

中間処理施設又は産業廃棄物の再生利用施設の煙突から排出されるガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにするとともに、大気汚染防止法又は柏市環境保全条例に定めるばい煙発生施設に該当する場合には、定期的にはばい煙に関する排ガスの検査を行うこと。

(17) 記録及び保存

中間処理施設又は産業廃棄物の再生利用施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、5年間保存すること。

(18) 周辺地域への配慮

中間処理場又は産業廃棄物の再生利用場の維持管理に当たっては周辺住民との調和が図れるよう、中間処理場内又は産業廃棄物の再生利用場内の外周に緑地等を整備するなどの環境整備を図り、当該中間処理場又は産業廃棄物の再生利用場に係る周辺地域の生活環境の保全及び増進に配慮すること。

(19) 許可条件の遵守

許可に当たり生活環境の保全上必要な条件が付されているときは、これを遵守すること。

2 一般廃棄物の中間処理施設に係る個別基準

政令第5条第1項に規定するごみ処理施設の基準は、第5の1の共通基準のほか、省令第4条の5第1項の規定によること。また、法第8条第1項に規定するし尿処理施設に係る基準は、第5の1の共通基準のほか、省令第4条の5第2項の規定によること。

3 産業廃棄物の中間処理施設及び再生利用施設の個別基準

産業廃棄物の中間処理施設及び再生利用施設の基準は、第5の1の共通基準及び省令第12条の7の規定による（ただし、政令第7条に規定されている規模未満の施設も同規定を準用する。）ほか、次のとおりとすること。

(1) 破砕施設

破砕によって生じる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講じること。

(2) 廃油の蒸留施設及び精製施設

ア 廃油が地下に浸透しないように必要な措置を講じること。

イ 火災の発生を防止するために必要な措置を講じるとともに、消火器その他の消火設備を設けること。

(3) 廃プラスチック類の熔融施設

ア 当該施設から排出されるガスによる生活環境保全上の支障が生じないように必要な措置を講じること。

イ 火災の発生を防止するために必要な措置を講じるとともに、消火器その他の消火設備を設けること。

(4) 発酵施設

ア 悪臭が発生しないよう適正な処理を行うこと。

イ 脱臭施設が正常に機能するよう定期的に検査すること。

ウ その他悪臭の周囲への飛散を防止するために必要な措置を講じること。

(5) その他の施設

ア 中間処理後の産業廃棄物を再資源化して有効利用することを目的とする中間処理施設においては、次の事項を遵守すること。

(ア) 処理後物は、その種類に応じて次の規格又は基準を遵守するとともに、生活環境の保全上支障が生じることがないように適切に管理すること。

a 産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項に規定する日本産業規格

b 市等が作成する指針やガイドライン等による規格

c a又はbに該当しないものについては、再生する資材の使用目的に応じて事業者が規格を作成し、市が適当と認めた規格

(イ) 資材の原料として適さない廃棄物は、次のとおりとする。

a 法第2条第3項に規定する特別管理一般廃棄物又は同条第5項に規定する特別管理産業廃棄物であるもの

b ばいじん又は焼却灰若しくは燃え殻であって、生活環境の保全上支障が生じるおそれがあるもの

c 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成4年法律第108号）第2条第1項第1号イに掲げるもの

d 通常の保管状況の下で容易に腐敗し、又は揮発する等その性状が変化することによって生活環境の保全上支障が生じるおそれがあるもの

イ 当該施設から排出される廃棄物及び当該施設の稼働による生活環境保全上の

支障が生じないように必要な措置を講じること。

第6 産業廃棄物の積替・保管施設の基準

産業廃棄物の積替・保管施設に係る維持管理に関する基準は、次のとおりとする。

1 囲い、表示等

- (1) 積替え（保管）は、周囲に囲いが設けられ、かつ、廃棄物の積替え（保管）の場所であることの表示がされている場所で行うこと。
- (2) 囲いは、みだりに人が積替・保管施設に係る土地（以下「積替・保管場」という。）内に立ち入るのを防止することができるようにしておくこと。
- (3) 囲いが破損した場合は、直ちに補修すること。
- (4) 門扉は、1日の作業終了後は閉鎖し、施錠すること。
- (5) 立札その他の設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書換えその他必要な措置を講じること。
- (6) 立札等が破損した場合は、直ちに補修すること。

2 飛散、流出及び悪臭の防止

- (1) 積替え（保管）の場所から廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じること。
- (2) 悪臭の発散するおそれがある場合には、速やかに防臭剤の散布その他必要な措置を講じることができるよう準備しておくこと。

3 害虫等の発生の防止

積替え（保管）の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。

4 積替・保管の方法

- (1) 積替え（保管）の場所には特別管理廃棄物その他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講じること。ただし、感染性一般廃棄物と感染性産業廃棄物とが混合している場合であって、当該感染性廃棄物以外の物が混入するおそれのない場合はこの限りでない。
- (2) 特別管理産業廃棄物である廃油にあつては、容器に入れ密封すること等当該廃油の揮発の防止のために必要な措置及び当該廃油が高温にさらされないために必要な措置を講じること。
- (3) PCB汚染物にあつては、当該PCB汚染物の腐食の防止のために必要な措置を講じること。
- (4) 腐食するおそれのある特別管理廃棄物にあつては、容器に入れ密封すること等当該特別管理廃棄物の腐食の防止のために必要な措置を講じること。
- (5) 廃棄物の保管は、以下に示す基準で産業廃棄物の積替えを行う場合を除き、行つてはならないこと。
 - ア あらかじめ、積替えを行った後の運搬先が定められていること。
 - イ 搬入された産業廃棄物の量が、積替えの場所において適切に保管することができる量を超えるものでないこと。

- ウ 搬入された産業廃棄物の性状に変化が生じないうちに搬出すること。
- (6) 許可された保管施設以外の場所又は高さ等を超えて保管しないこと。
- (7) 積替・保管施設の維持管理状況を3か月に1回以上同一の位置から写真撮影し、廃棄物処理施設維持管理状況報告書に添付すること。
- (8) 長期間の保管を行わないこと。
- (9) 積替・保管施設においては、廃棄物の種類の異なる物を混合して取り扱わないこと。
- 5 施設への搬入及び搬出
- (1) 他の収集運搬業者の搬入は認めないこと。また、搬出についても自らが行うこと。
- (2) 積替・保管施設から他の積替・保管施設への搬出を行ってはならないこと。
- (3) 搬出先は、中間処理施設又は最終処分場ごとに明確であること。
- 6 雨水等の流入防止
- 積替・保管場内に外部から雨水が流入しないよう必要な措置を講じること。また、隣接地の雨水が適切に排水されるよう点検を行うこと。
- 7 使用道路
- (1) 使用道路が通学路として使用されている場合は、交通整理員を配置する等安全の確保を図ること。
- (2) 使用道路が道路事情その他の理由により交通整理を必要とする場合は、交通整理員の配置等必要な措置を講じ、安全の確保を図ること。
- (3) 使用道路は常に清掃し、清潔の保持に努めるとともに、必要に応じて、補修等を行うこと。
- 8 火災発生の防止
- (1) 可燃性廃棄物の積替・保管に当たっては、火災の発生を防止するとともに、消火器その他の消火施設を備えておくこと。
- (2) 積替・保管場内での火気の使用を厳禁すること。
- (3) 消火設備は、常に十分な管理を行い、所定の能力を発揮することができるよう点検及び整備を行うこと。
- 9 事故の防止
- 常に事故の発生を防止するための巡回監視及び点検を実施し、特に台風、大雨等の際には積替・保管場内を巡回監視し、廃棄物の飛散、流出等の事故のおそれがある場合には必要な措置を講じることにより事故等の発生を未然に防止すること。
- 10 騒音、振動及び粉じん防止
- 運搬車両又は積替・保管作業に用いる重機等により周辺の生活環境に支障を及ぼすおそれのある場合には、必要な措置を講じること。
- 11 排水対策
- 産業廃棄物に係る保有水及びこれに接触した雨水等の汚水の放流がないよう必要な措置を講じること。
- 12 周辺地域への配慮
- (1) 積替・保管場の維持管理に当たっては周辺住民との調和が図れるよう、積替・保

管場内の外周に緑地等を整備するなどの環境整備を図り、当該積替・保管場に係る周辺地域の生活環境の保全及び増進に配慮すること。

(2) 周辺の美化及び清掃に心がけるとともに、積替・保管場の清掃をすること。

1 3 許可条件の遵守

許可に当たり生活環境の保全上必要な条件が付されているときは、これを遵守すること。

1 4 記録及び保存

(1) 積替・保管施設の維持管理に当たって行った点検、検査その他の措置の記録を作成し、5年間保存すること。

(2) 廃棄物の搬入及び搬出に係る車両の確認並びに廃棄物の種類の確認については、これを記録し、5年間保存すること。

附 則

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この基準は、平成27年1月10日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、令和元年9月2日から施行する。

(経過措置)

2 この基準の施行の際現に設置されている廃棄物処理施設の維持管理に関する基準については、なお従前の規定による。

表-1 地下水の水質検査項目及び分析方法

項目		頻度
1	水素イオン濃度指数	月 1 回 以 上
2	生物化学的酸素要求量	
3	化学的酸素要求量	
4	塩化物イオン	
5	電気伝導度	
6	全シアン	年 1 回 以 上
7	鉛	
8	六価クロム	
9	砒素	
10	ふっ素	
11	総水銀	
12	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	
13	カドミウム	
14	ほう素	
15	P C B	
16	トリクロロエチレン	
17	テトラクロロエチレン	
18	ジクロロメタン	
19	四塩化炭素	
20	1,2-ジクロロエタン	
21	1,1-ジクロロエチレン	
22	1,2-ジクロロエチレン	
23	1,1,1-トリクロロエタン	
24	1,1,2-トリクロロエタン	
25	1,3-ジクロロプロペン	
26	チウラム	
27	シマジン	
28	チオベンカルブ	
29	ベンゼン	
30	セレン	
31	アルキル水銀	
32	クロロエチレン	
33	1,4-ジオキサン	

(注) 各項目の分析方法については、第2項から第5項までの項目については最終処分場技術基準省令に、第6項から第33項までの項目は地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成9年環境庁告示第10号）によること。

表-2 廃棄物の分析項目

試験方法 廃棄物の種類 分析項目	有害物質含有量試験等						溶出試験 ※1					
	汚泥・処分するために処理したもの	燃え殻	ばいじん	廃油	廃酸・廃アルカリ	廃PCB又はPCB汚染物	汚泥・処分するために処理したもの	燃え殻	ばいじん	鉱さい	物 廃PCB又はPCB汚染	金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令(昭和48年総理府令第5号)
pH	○				○							
含水率	○											
熱しゃく減量 ※2	○	○										
アルキル水銀化合物 ※3				○	○		○	○	○	○		検出されないこと
水銀又はその化合物				○	○		○	○	○	○		検液 1L につき 0.005mg 以下
カドミウム又はその化合物				○	○		○	○	○	○		検液 1L につき 0.09mg 以下
鉛又はその化合物				○	○		○	○	○	○		検液 1L につき 0.3mg 以下
有機燐化合物				○	○		○					検液 1L につき 1mg 以下
六価クロム化合物				○	○		○	○	○	○		検液 1L につき 1.5mg 以下
砒素又はその化合物				○	○		○	○	○	○		検液 1L につき 0.3mg 以下
シアン化合物				○	○		○					検液 1L につき 1mg 以下
PCB				○	○	○	○	○	○	○		検液 1L につき 0.003mg 以下
トリクロロエチレン				○	○		○					検液 1L につき 0.1mg 以下
テトラクロロエチレン				○	○		○					検液 1L につき 0.1mg 以下
ジクロロメタン				○	○		○					検液 1L につき 0.2mg 以下
四塩化炭素				○	○		○					検液 1L につき 0.02mg 以下
1,2-ジクロロエタン				○	○		○					検液 1L につき 0.04mg 以下
1,1-ジクロロエチレン				○	○		○					検液 1L につき 1mg 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン				○	○		○					検液 1L につき 0.4mg 以下
1,1,1-トリクロロエタン				○	○		○					検液 1L につき 3mg 以下
1,1,2-トリクロロエタン				○	○		○					検液 1L につき 0.06mg 以下
1,3-ジクロロプロパン				○	○		○					検液 1L につき 0.02mg 以下
チウラム					○		○					検液 1L につき 0.06mg 以下
シマジン					○		○					検液 1L につき 0.03mg 以下
チオベンカルブ					○		○					検液 1L につき 0.2mg 以下
ベンゼン				○	○		○					検液 1L につき 0.1mg 以下
セレン又はその化合物					○		○	○	○	○		検液 1L につき 0.3mg 以下
1,4-ジオキサン				○	○		○	○	○	○		検液 1L につき 0.5mg 以下
ダイオキシン類 ※4	○	○	○									

(注) 含有試験については、底質調査方法（昭和50年10月28日付け環水管第120号環境庁水質保全局長通知）に、溶出試験は、産業廃棄物に含まれる金属等の検査方法（昭和48年環境庁告示第13号）によること。

- 1 含有試験で不検出であった項目については、溶出試験を行わなくてもよい。
- 2 燃え殻については、熱しゃく減量が10%以下であること。
- 3 水銀又はその化合物が不検出であったものについては、アルキル水銀化合物の分析試験を行わなくてもよい。
- 4 ダイオキシン類とは、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第2条第1項に規定するダイオキシン類をいう。判断基準については、試料1gにつき1ng以下又は試料1Lにつき100pg以下であること。

表-3 放流水の水質検査項目

項目		排水基準	
有害物質関係	1	カドミウム及びその化合物	0.01mg/L
	2	シアン化合物	不検出
	3	有機燐化合物	不検出
	4	鉛及びその化合物	0.1mg/L
	5	六価クロム化合物	0.05mg/L
	6	砒素及びその化合物	0.05mg/L
	7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005mg/L
	8	アルキル水銀化合物	不検出
	9	P C B	不検出
	10	トリクロロエチレン	0.1mg/L
	11	テトラクロロエチレン	0.1mg/L
	12	ジクロロメタン	0.2mg/L
	13	四塩化炭素	0.02mg/L
	14	1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L
	15	1,1-ジクロロエチレン	1mg/L
	16	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
	17	1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L
	18	1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
	19	1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
	20	チウラム	0.06mg/L
	21	シマジン	0.03mg/L
	22	チオベンカルブ	0.2mg/L
	23	ベンゼン	0.1mg/L
	24	セレン及びその化合物	0.1mg/L
	25	ほう素及びその化合物	10mg/L
	26	ふっ素及びその化合物	8mg/L
	27	アンモニア, アンモニウム化合物, 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100mg/L
	28	1,4-ジオキサン	0.5mg/L (10mg/L) ※1
有害物質	1	水素イオン濃度指数	5.8~8.6
	2	生物化学的酸素要求量 ※2	20mg/L (10mg/L) ※4
	3	化学的酸素要求量 ※3	20mg/L (10mg/L) ※4

以外	4	浮遊物質量	40mg/L (20mg/L) ※4
	5	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	3mg/L (2mg/L) ※4
	6	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	5mg/L (3mg/L) ※4
	7	フェノール類含有量	0.5mg/L
	8	銅含有量	1mg/L
	9	亜鉛含有量	1mg/L
	10	溶解性鉄含有量	5mg/L (1mg/L) ※4
	11	溶解性マンガン含有量	5mg/L (1mg/L) ※4
	12	クロム含有量	0.5mg/L
	13	大腸菌群数	3,000個/cm ³
	14	窒素含有量 ※5	手賀沼及びこれに流入する公共用水域以外に排出する場合 120mg/L, 日間平均60mg/L 手賀沼及びこれに流入する公共用水域に排出する場合 排水量500m ³ /日未満は15mg/L, 排水量500m ³ /日以上は10mg/L
	15	燐含有量 ※5	手賀沼及びこれに流入する公共用水域以外に排出する場合 16mg/L, 日間平均8mg/L 手賀沼及びこれに流入する公共用水域に排出する場合 排水量500m ³ /日未満は1mg/L, 排水量500m ³ /日以上は0.5mg/L

(注) 分析方法については、排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年環境庁告示第64号)によること。

※1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令(平成25年環境省令第3号)附則第2条の規定(経過措置)が適用されるまでの間、()内の基準値を適用。

※2 生物化学的酸素要求量は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出する場合に限り適用。

※3 化学的酸素要求量は、海域及び湖沼に排出する場合に限り適用。

※4 ()内値は、排水量500m³/日以上。

※5 日間平均による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。